

子育て・長寿支援課よりお知らせ

## 10月から「子ども手当」が変わります

### ○10月分からの支給額は以下のように変わります

#### ■手当の月額(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 15,000円(一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・ 中学生 10,000円(一律)

### ○手当を受けるには改めて申請が必要になります

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、申請が必要となります。なお、申請に必要な用紙については11月上・中旬頃に発送を行いますので、届き次第すみやかに榛東村役場子育て・長寿支援課まで申請を行ってください。

申請書の提出期日については平成24年3月末までとなっており、期日までに提出を行えば10月分からの手当を遡って受け取れます。(2月期の支払いを受け取る場合には、前述の申請を行っておかなければいけません。)

### ○以下の方は速やかに申請を行ってください(さかのぼって受け取れない事例)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転出した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

転出された方については転出した日(転出予定日)の次の日から、お子さんが生まれた方については生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請を行ってください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

## 「社会保険料控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に、社会保険料控除を受けるために必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。なお、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさんへ

## 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書を送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は、確定申告が必要です。

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年齢	65歳未満	年金額が <sup>1</sup> 108万円以上
	65歳以上	年金額が <sup>1</sup> 158万円以上

## 税務課よりお知らせ

## 住民税及び国民健康保険税に係る特別返還金について (平成12年～平成17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ)

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受け、所得金額の計算を所得税の例によって行う「個人の住民税(及び国民健康保険税)」についても、平成22年10月から、過去5年以内の各年分について還付手続を行ってきました。

この度、国において、平成12年分以後の各年分に係る納め過ぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が創設されたことを受け、村においても、同様の各年分に係る個人の住民税(及び国民健康保険税)に相当する額を「特別還付金」として支給することといたしました。

なお、この支給を受けるには、以下の請求手続が必要となります。対象となる方は、お手数でも手続きをしていただきますようお願いいたします。(国の特別還付金の請求手続を行った方についても、村への請求手続が必要です。)

### ○対象となる方

平成12年分以後の各年分において、保険年金を受給していた方が対象となります。

具体的には、次のいずれかに該当する方で、保険契約等に係る保険料等の負担者でない方です。

- 1 年金型保険…死亡保険金を年金形式で受給していた方
- 2 学資保険…学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給していた方
- 3 個人年金保険…個人年金保険契約に基づく年金を受給していた方

※ これまでに保健年金の税務上の取扱変更による個人の住民税の還付を受けた年分を除きます。

また、更正の請求や確定申告(還付申告)を行うことで所得税及び個人の住民税の還付を受けられる過去5年以内の年分(原則として平成18年分以後の年分)については、これらの手続を行ってください。

### ○請求先

榛東村役場税務課

※ 特別返還金を請求する各年の1月1日に本村以外に住所登録されていた方は、住所登録がされていた市町村に請求してください。

### ○請求期間

平成24年6月29日まで

※ 国への特別還付金の請求をした際、上記期間内に国(税務署)から「特別還付金の支給決定等通知書」が送付されない場合には、別途、役場税務課へご連絡ください。

### ○請求に必要な書類

「特別返還金請求書」に以下の書類を添付してください。(請求書は、役場税務課の窓口を用意してあります。)

(1) 国の「特別還付金」の支給を受けた方

「特別還付金の支給決定等通知書」及び「特別還付金の額の計算明細書」

(2) 上記(1)以外の方

「特別還付金の額の計算明細書に準ずる書類」及び「特別返還金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類」

▶お問い合わせは、税務課 住民税係 ☎54-2211 内線161)へ

## 税務課よりお知らせ

## 日曜納税窓口を開設します

村税務課では、毎月最終日曜日に臨時窓口を開設しています。平日忙しくて納税が困難な方、納税相談に来られない方は、お気軽にご利用ください。税務証明書の発行も受付しています。

■開設日…毎月最終日曜日(10月は30日) ■受付内容…村税の納付、納税相談、税務証明発行

■時間…午前8時30分～午後5時15分 ■受付税目…村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

■場所…榛東村役場税務課(5番窓口)※出入り口は北側(保健センター側)をご利用ください。

▶お問い合わせは、税務課 ☎54-2211 内線162)へ

# 榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村では、8月の測定に続き9月も放射線量の測定を行いました。今後も定期的に測定を行い結果を公表します。

## ○基準値

1.0マイクロシーベルト/時

(文部科学省が示す線量低減策を実施する場合の基準値)

## ○測定値について

村では、群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

測定機器：ハンディー型線量計(A2700型Mr.Gamma)

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	9月13日	9:09	役場・保健相談センター	新井793-2	0.101	0.078	0.073	晴れ	東側駐車場中央付近
2	9月13日	14:44	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.067	0.075	0.075	晴れ	敷地中央付近
3	9月13日	14:21	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.080	0.076	0.063	晴れ	園庭中央付近
4	9月13日	15:13	北部保育園	長岡1109	0.084	0.087	0.076	晴れ	園庭中央付近
5	9月13日	11:56	南部保育園	広馬場1763-1	0.079	0.081	0.082	晴れ	園庭中央付近
6	9月13日	15:43	南部第2学童	広馬場1156-1	0.080	0.072	0.070	晴れ	敷地中央付近
7	9月13日	9:56	児童館	長岡1404-1	0.094	0.092	0.089	晴れ	園庭中央付近
8	9月13日	16:39	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.042	0.049	0.047	晴れ	駐輪場中央付近
9	9月13日	16:18	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.048	0.052	0.055	晴れ	グラウンド中央付近
10	9月14日	16:37	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.073	0.071	0.065	晴れ	グラウンド中央付近
11	9月13日	17:04	南小学校	広馬場1142	0.035	0.041	0.039	晴れ	グラウンド中央付近
12	9月13日	10:49	北幼稚園	山子田1322-1	0.093	0.077	0.072	晴れ	園庭中央付近
13	9月13日	11:13	南幼稚園	広馬場1143-1	0.094	0.092	0.085	晴れ	園庭中央付近
14	9月13日	11:33	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.108	0.090	0.074	晴れ	正面駐車場中央付近
15	9月13日	9:31	総合グラウンド	山子田2037	0.142	0.107	0.100	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

## 住民生活課よりお知らせ

# 資源ごみストックハウスをご利用ください

村では、資源ごみの分別収集の促進を図るため、旧役場敷地内に資源ごみストックハウスを設置しています。是非ご利用ください。

※資源ごみの受入において、事業系のものは対象外です。

### ■受入時間

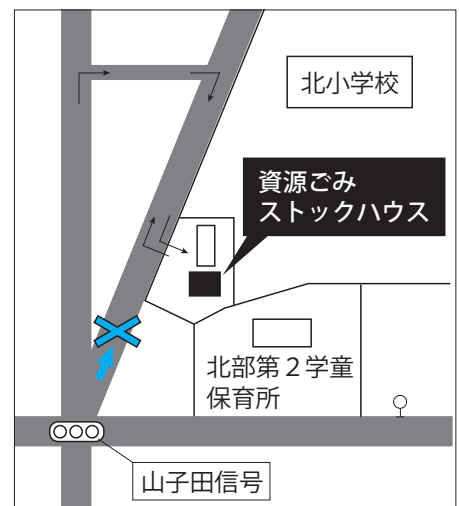
毎週土・日曜日の午前9時から正午まで

(※年末12月31日(土)、年始1月1日(日)はご利用できません。ご了承ください。)

### ■受入対象

- ペットボトル、ビン類、段ボール、新聞紙、雑誌、アルミ缶、スチール缶
- ・ペットボトル(ラベルはなるべくはずす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。
- ・段ボールはつぶして平らな状態にしてください。
- ・新聞紙や雑誌については、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



平成23年上半期の火災と救急の状況

## 渋川広域圏内 火災3.7日に1件 救急1日に13件

渋川広域圏における平成23年上半期(1月1日から6月30日)の火災と救急の概要がまとまりました。

### ○渋川広域圏の火災状況

渋川広域圏全体の火災件数は、49件で前年同期(31件)と比べると18件増加しており、約3.7日に1件の割合で火災が発生したことになります。出火原因については、表Ⅱのとおりです。

■表Ⅰ：市町村別火災状況

	火災件数					焼損棟数					り災人員	死者	負傷者	焼損面積		
	建物	林野	車両	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	計				建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	
榛東村				3	3					0						
吉岡町	2		2	4	8				2	2	4					
渋川市	19	4	4	11	38	17	3	5	18	43	36	1	3	1,536	39.0	
計	21	4	6	18	49	17	3	5	20	45	40	1	3	1,536	39.0	

■表Ⅱ：出火原因別件数

原因	焼却炉	放火	放火の疑い	こんろ	たばこ	たき火
件数	3	2	2	2	2	1
原因	電灯電話等の配線	マッチ・ライター	その他	不明	計	
件数	0	0	26	11	49	

### ○村内の火災状況

本村での火災発生件数は3件で、前年と比べると1件増えました。

### ○救急出場件数

渋川広域圏全体の救急出動件数は、2,361件(前年2,224件、以下同)で昨年から137件増加し、搬送人員は2,235人(2,124人)で同111人増加しました。1日あたりの出動件数は、13件(12.3件)で搬送人員は12.3人(11.7人)となりました。村への救急出動は、183件(166件)で搬送人員は175人(162人)でした。

■表Ⅲ：市町村別出場件数(上段)および搬送人員(下段)

	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
榛東村	1			16	3	2	30	1	1	128	1	183
	1			16	3	2	28	1	1	123	0	175
吉岡町				46	6	1	44		1	196	15	309
				46	5	1	44		1	186	15	298
渋川市	3	2		155	19	3	270	11	17	1,112	272	1,864
	3	2		155	18	3	258	9	14	1,033	262	1,757
その他				1						2	2	5
				1						2	2	5
計	4	2	0	218	28	6	344	12	19	1,438	290	2,361
	4	2	0	218	26	6	330	10	16	1,344	279	2,235

### ○火災救急テレホンサービス

■火災情報テレホンサービス

☎0279-23-0019

■救急医療情報テレホンサービス

☎0279-23-0099

■緊急通報ファックス

FAX119

## 介護予防サポーター養成研修受講者募集

いくつになっても自分らしく健康でいきいきと暮らすこと、それは誰にも共通した願いです。その実現のためには、介護が必要な状態を予防するための取り組みが不可欠です。

周りの人が元気に過ごすために、元気なあなたの力が必要です！参加を希望される方は、お電話でお申し込みください。

### ○介護予防サポーターとは…

介護予防に関する知識や技術を身につけて、地域で自主的に介護予防の取り組みを行ったり、村の介護予防事業に協力するなどのボランティア活動を実施する方です。

■会場…榛東村保健相談センター ■時間…午後1時30分～4時(予定) ■募集締切…11月8日(火)

講座	日時	内容
初級	11月15日(火)	「介護予防の基礎知識」についての講義です。 ・介護保険制度 ・認知症予防 ・筋力トレーニング運動 ・口腔機能向上 ・栄養改善 等
中級	11月30日(水)	「介護予防全般の知識」についての講義と実技 ・健康体操 ・口腔ケアの理解と実技 ・栄養改善の理解 ・認知症の理解と予防 ・介護予防サポーターの役割と地域づくり ※初級を受けた方が対象となります。
	12月7日(水)	
	12月15日(水)	

※初級及び中級研修の合計4回をすべて終了された方には、「介護予防サポーター認定書」が交付されます。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線142)へ

### しんとうスポーツクラブ会員・ボランティアスタッフ大募集！

## スポーツの秋を楽しみませんか？

しんとうスポーツクラブでは、誰もが気軽に、身近にスポーツ活動に参加できる環境を整え、個人の健康・体力の増進はもとより、スポーツを通して地域住民の交流、世代間の交流を図り「スポーツで元気なむらづくり」の実現を目指しています。みなさんも、一緒に汗を流してみませんか？会員になると、様々なプログラムに参加することができます。



また、スポーツ教室の運営者や指導者となるボランティアスタッフを募集しています。

▶お問い合わせは、教育委員会事務局スポーツ振興係(☎54-2211 内線212)へ